

令和 7 年度
事業計画書

社会福祉法人
雲仙市社会福祉協議会

基 本 方 針

2025年を迎え団塊の世代がすべて後期高齢者となり、少子高齢化が想定以上の速度で進行しています。若年層人口の減少は全産業における人材確保の競争激化も生じさせています。核家族化等の社会構造の変化による地域関係の希薄化が進み、社会的に孤立する世帯が増加傾向にあります。

また、食料品や電力等の価格高騰等により、生活改善に至らず困窮状態が継続している世帯への支援も引き続き必要となっています。

地域住民が抱える多様化、複雑化した福祉課題解決に向けて、地域や就労、生活、介護、教育に関わる関係機関が連携した包括的な取り組みが求められています。加えて、地震や風水害等が激甚化・頻発しており、行政や地域住民と連携した、大規模災害時へ備えた取り組みがより必要となっています。

このような中、本会は次の基本事項を掲げ、行政・地域・企業・ボランティアなど、多様な機関等と協働し、「助け合い、支え合いで育む 福祉のまちづくり」を推進するため、第3期雲仙市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき各種事業に取り組んでまいります。

基 本 事 項

- I 地域福祉推進に向けた基盤の強化
- II 地域住民主体の地域福祉事業の推進

事業実施計画

I 地域福祉推進に向けた基盤の強化

1. 会員制度の理解と加入の推進

本会が行う地域福祉活動の内容を一人でも多くの市民に理解していただくため、地域福祉推進委員会や福祉推進員（自治会長）会議など様々な機会を通じて事業説明・協力依頼等PRを積極的に行い、より多くの賛同をいただきながら会員加入の推進を図ります。

2. 組織基盤の強化

市民に必要とされる社協となるために、法人としての使命や理念、目標を明確にし、その実践に向けた事業、組織、財政に関する具体的な取組みを明示し、雲仙市における地域福祉の推進機関としての役割を果たすための指針として策定した「基盤強化計画」により、地域福祉を推進していく上で必要となる組織基盤の強化を図ります。

II 地域住民主体の地域福祉事業の推進

雲仙市地域福祉計画・雲仙市地域福祉活動計画及び基盤強化計画について

第3期雲仙市地域福祉計画及び雲仙市地域福祉活動計画に基づき、市民相互が助け合い、支え合う福祉のまちづくりを市や関係機関と連携し推進します。

【基本理念】

助け合い、支え合いで育む 福祉のまちづくり

【基本目標】

- 1 包括的な支援体制の基盤づくり
- 2 地域で支え合い、助け合う仕組みづくり
- 3 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり
- 4 安全で安心して暮らせる地域づくり

また、雲仙市社会福祉協議会基盤強化計画を雲仙市地域福祉計画及び雲仙市地域福祉活動計画の実効性を担保するものとして位置づけ、組織基盤の強化を図り地域福祉事業の推進に努めます。



◎雲仙市地域福祉計画・雲仙市地域福祉活動計画の基本目標達成のための事業の推進

(1) 包括的な支援体制の基盤づくり

- ・相談機能の強化
- ・情報発信、福祉教育の推進

① 福祉総合相談事業

市民の日常生活上の心配ごとや悩みごとなどあらゆる相談に対し、適切な助言、指導等を行うため、問題解決に向けた総合的な相談窓口を開設することにより日常的に相談できる場所を提供し、日常生活自立支援・後見制度等の権利擁護相談、福祉資金・生活福祉資金貸付相談、生活困窮相談等に対応するため、各種関係機関と連携しながら解決を図ります。

特に専門知識を必要とする法律上の諸問題に対しては、弁護士が無料で相談に応じる法律相談を実施します。行政無線やホームページ、SNS等による周知を行い、利用促進を図ります。

② 広報啓発活動の推進

本会の各種事業や地域での福祉活動など福祉関係情報を市民に提供し、福祉に関する啓発を積極的に推進します。また、関係機関との情報面での連携やホームページ・SNSなどの有効活用を図り、福祉情報を効果的に提供できるように機能強化を図ります。

また、雲仙市社会福祉大会については、多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々に対し、顕彰と感謝の意を表するとともに、市民の社会福祉に対する理解を深めることを目的に講演会等を計画します。



③ 福祉教育等支援事業

家庭、学校、地域の連携のもと、子どもから高齢者まで「共に生きる力」を育む学習の推進を目指し、小中学生及び市民を対象に、福祉講話、車いす、アイマスク等、福祉体験学習の指導や指導者の育成、関係機関・ボランティア等へのコーディネートを行います。

また、各小中学校や関係機関・団体等と連携し、計画的な福祉教育を行うことにより、将来的な福祉人材・介護人材の育成につなげます。

その他に、障がいのある方とない方が同行する「日帰り福祉旅」や市民の福祉意識の向上を図る防災ワークキャンプ等を実施します。



(2) 地域で支え合い、助け合う仕組みづくり

- ・担い手の育成
- ・地域での参加機会の充実
- ・生き生きとした高齢社会の実現

① ボランティアセンター整備事業

市民のボランティア活動に対する理解と参加を促すとともに、ボランティア活動の推進を図ることを目指し、ボランティア活動に関する情報の提供、各種養成・研修会の開催、ニーズの把握、相談・登録・斡旋及びボランティアグループ等への活動支援を行います。

② ふれあい・いきいきサロン事業（受託事業：雲仙市）

高齢者の生きがいと健康づくり、住民同士のつながりの再生、孤立感の解消、地域の居場所づくりの助長を図るとともに、自主活動により運営するサロンに対し活動助成やサポーター派遣等の各種サービスの提供を行います。

また、新規（再開）開設を目指し、サロンサポーター及びサロンリーダーの育成を行いながら、地域に向けて開設支援を行います。



③ 地域福祉活動団体支援事業

地域交流、世代間交流、仲間づくりや生きがいづくりなど福祉の増進に係る活動を主体的に実施する地域住民等によるボランティア活動や福祉団体等に対し、助成金や情報提供など必要な活動支援を行い、地域における福祉事業の推進を図ります。

④ 小地域活性化活動振興事業

福祉の増進に係る活動を主体的に実施する自治会に対し、助成金や情報提供など必要な活動支援を行い、小地域における活性化活動の振興を図ります。

⑤ 長崎県共同募金会雲仙市支会事務局運営

共同募金運動は、住民相互のたすけあいを基調とし、地域福祉の推進と誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉コミュニティづくりを促進し、その実現のための多様な活動を財源面から支援することを目指し、「じぶんの町を良くするしくみ。」をキャッチコピーに、地域福祉活動の充実を図るための財源確保として、共同募金事業へ協力を行うものであり、各分室において、地区の福祉推進員（自治会長）等に協力を頂きながら実施します。

また、共同募金に対する意識の向上を目的とした広報活動や小災害（火災等）発生時には見舞金を贈呈します。

⑥ 雲仙市戦没者慰霊奉賛会の事務局運営

雲仙市戦没者慰霊奉賛会の事務局として、雲仙市における戦没者の追悼式典と長崎県戦没者慰霊奉賛会の奉賛金の勧募を行います。



⑦ 雲仙市連合遺族会の事務局運営

雲仙市連合遺族会の事務局として、団体支援を行います。

⑧ 日本赤十字社長崎県支部雲仙市地区の事務局運営

日本赤十字社長崎県支部雲仙市地区の事務局として、赤十字会費及び義援金等の募集を行うとともに、火災等災害発生時に罹災世帯へ救援物資等を配付するなど赤十字活動の推進を図ります。

⑨ 各種福祉団体等の事務支援と連携強化

1. 雲仙市民生委員児童委員協議会の会計事務支援
2. 各町民生委員児童委員協議会の事務支援
3. 雲仙市老人クラブ連合会及び各町老人クラブ連合会の事務支援
4. 市内の各種福祉団体等との連携

⑩ 指定管理施設の適正な管理・運営

雲仙市内の2福祉施設（千々石老人福祉センター橘荘・小浜老人福祉センター）の指定管理者として雲仙市より受託管理し、地域における社会福祉事業の効率的な運営と施設利用者の健康増進や教養の向上を目指し、各種講座等の会場など地域の拠り所として活用します。

（指定管理期間：令和6年度～令和10年度）



千々石老人福祉センター橘荘



小浜老人福祉センター

(3) 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

- ・ 福祉サービスの充実
- ・ 交通弱者の支援とバリアフリー化の推進
- ・ 地域の支え合い活動の活性化
- ・ 子育て環境の充実
- ・ 障がい者（児）への支援の充実
- ・ 生活困窮者の自立支援

① 生活支援体制整備事業（受託事業：島原地域広域市町村圏組合）

1) 生活支援コーディネーター及び協議体を配置し、地域における課題の発掘・共有を行い、ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発、地域のニーズ、活動資源の発掘、地域でのネットワークづくり、支える担い手の育成及び地域の中で解決策を見いだす体制づくりを行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりに努めます。

サービス提供主体間のネットワークの構築等を行い、地域における支え合いや助け合いの生活支援体制の整備を推進します。

2) 就労的活動を行うために必要な技能の習得に資する研修会等の実施や就労的活動に関する普及啓発活動を行います。高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進します。シニアいきいきカレッジ等を開催し、高齢者の社会参加の学びの場、居場所づくりを行いながら、ボランティア活動等につなげることで、高齢者等を地域資源としてとらえ、活動の場を提供します。



② 認知症高齢者見守りネットワークの推進

雲仙市と協働により見守りネットワークの強化に努め、併せて高齢者等見守り声かけ訓練等の実施により地域住民の認知症への理解を深めるなど、認知症高齢者の見守り支援を推進します。



③ 新入学児童黄色い帽子配付事業

新入学児童を対象として、交通安全の意識高揚と交通事故防止の推進を図り、黄色い帽子を配付します。LGBTQ 等（性的少数者）への対応も踏まえ、帽子の形状については選択式とします。

児童生徒並びに高齢者等の交通安全啓発を図り、老人クラブ定例会、福祉教育、サロン等において注意喚起を行います。



④ 支援対象児童等見守り強化事業（受託事業：雲仙市）

子どもの見守りの機会が減少し、虐待等のリスクの高まりが懸念されている中、食材等の宅配を行いながら、子どもの見守り体制を強化し、保護者へ相談する場を提供することにより支援が必要な子ども等を早期に必要な支援へつなぐことで、虐待等のリスク軽減を図ります。

また、ひとり親家庭で住民税均等割非課税世帯を対象としたフードバンクによる支援において、SNS等を利用し支援対象児童等の状況把握や、食材等を提供する際に、相談窓口を設置し相談支援を行います。

子どもの居場所、地域住民の居場所づくりを目的として、民生委員児童委員協議会等の各種団体と協働して、こども地域食堂あなたの知らないレストランを実施し、地域における「子ども食堂」の推進・実施支援に努めます。



⑤ 視覚障害者生活訓練事業（受託事業：雲仙市）

視覚に障がいのある方に対し、生活の質の向上を目指し、白杖歩行や点字の触読訓練など日常生活上必要な訓練及び指導、視察研修、交流会等を行います。

当事者に定期的な参加の機会を提供するとともに、併せてボランティアの育成を行います。



⑥ 手話通訳者設置事業（受託事業：雲仙市）

聴覚障害者福祉の向上を目指し、手話通訳者を福祉事務所内に設置し、通訳派遣申請者が希望する場所に派遣するとともに、手話通訳及び聴覚障害者への家庭訪問等を行います。また、手話奉仕員研修会を実施するなど、市民を対象とした出前講座等を行いながら、広く手話の普及に努めます。

⑦ 福祉用具等貸出事業

本会が所有する福祉用具等を市内に居住する方々（原則、介護保険利用者を除く）へ一時的な貸し出しを行います。



⑧ 日常生活自立支援事業（受託事業：長崎県社会福祉協議会）

長崎県社会福祉協議会からの受託により、判断能力が困難な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等を対象に、利用者の権利を擁護し、自立した地域生活を安心して送れるよう福祉サービスの利用援助をはじめ、日常的な金銭管理サービス等の支援を行います。必要な方については後見制度への移行を検討します。

⑨ 日常的な金銭管理サービス事業

要介護高齢者や身体障害者手帳保持者で、本人または親族による適切な金銭管理ができない状態となった方が、住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常的な金銭管理の支援を行います。

⑩ 雲仙市社会福祉協議会福祉資金貸付事業

生活の再建に必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯を対象に、少額な資金援助を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長を図り、世帯の更生を支援します。

⑪ 生活福祉資金等貸付、臨時特例つなぎ資金貸付事務

高齢者・障害者住宅整備資金貸付事務（受託事業：長崎県社会福祉協議会）

長崎県社会福祉協議会が実施する低所得世帯及び高齢者、障害者の属する世帯に貸付ける生活福祉資金及び住居のない離職者で、公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者を対象に、その生活に必要な費用を貸付ける臨時特例つなぎ資金等の貸付事務を行います。

また、緊急小口資金・総合支援資金（コロナ特例貸付）の償還に係る事務並びに高齢者・障害者住宅整備資金の貸付事務（償還指導等）を行います。

⑫ 緊急食糧支援事業

安定した生活へとつなぐことを目的として、生活困窮世帯に対し必要に応じて食材等の現物支給による一時的な支援を行います。

⑬ 食糧等支給事業

生活困窮世帯に対し人道的見地から救済を図ることを目的として、本会が行うフードバンク事業において収集した物品を有効活用し、必要に応じて食材等の現物支給による一時的な支援を行います。

(4) 安全で安心して暮らせる地域づくり

- ・ 地域防災体制の強化
- ・ 安全安心な暮らしの実現

① 災害対策支援の推進（災害発生時における体制整備の推進）

雲仙市と締結した「災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に沿い、「雲仙市地域防災計画」における災害時の本会の役割を明確にするとともに、雲仙市担当課と協働により、地域における自主防災組織の設置に向けた支援及び避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成の支援、防災士ネットワークの設置に向けた支援を行います。

併せて、市民及び関係者に対して災害ボランティアセンター設置に関する理解を求めるとともに、関係機関との各種協定締結、近隣市社協との連携協働により、災害発生時における災害ボランティアセンターの設置及び円滑かつ効果的な運営を行うための体制整備を図ります。



② 法人後見事業

判断能力が十分でない成年者の法律行為の援助を目的として、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等の意思決定が困難な方の判断能力を補うため、裁判所が選任する成年後見人等として本会が受任することにより、成年後見人、保佐人若しくは補助人として、財産管理及び身上監護を行い、その権利を擁護します。

日常生活自立支援事業契約者の成年後見制度への移行を検討し、計画的な受任を目指し、円滑な運営を行います。

③ 成年後見制度利用促進に係る中核機関業務（受託事業：雲仙市）

成年後見制度の利用促進に関する法律で示す成年後見制度利用促進基本計画における中核機関として、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようチラシ・パンフレット等の配布や、市民向けの出前講座等の啓発活動を実施します。

また、成年後見制度の利用に関する相談窓口を設置し、申立方法の説明や関係機関の紹介等の制度利用に関する支援を実施します。